

再意見書

平成21年7月13日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-0001

とうきょうとみなとくちらのもん
住 所 東京都港区虎ノ門2-10-1
氏 名 イー・アクセス株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう ふかた こうじ
代表取締役社長 深田 浩仁

郵便番号 105-0001

とうきょうとみなとくちらのもん
住 所 東京都港区虎ノ門2-10-1
氏 名 イー・モバイル株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう
代表取締役社長 エリック・ガン

連絡先

mail :

TEL

FAX

平成21年5月26日付け情郵審第3013号で公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

IPv6 インターネット接続に関する接続約款の変更案に関し、再意見を申し述べる機会を頂き、誠にありがとうございます。弊社意見を下記の通り申し述べさせていただきます。

意見提出者	該当箇所	弊社意見
KDD I 株式会社	<p>5. トンネル方式について</p> <p>Ipv4 と Ipv6 でトンネルを分けて二重に設備を構築することの合理性については、未だ客観的に検証されていません。</p> <p>NTT 東西は、IPv6 用集約装置および IPv6 用網終端装置の設置に係るコストや IPv4 用網終端装置等の利用中止に係るコストを ISP に請求することとしていますが、これらの費用を一方的に ISP だけが負担することは公平性を欠くため、ISP と NTT 東・西とで応分の負担をすべきであると考えます。</p>	<p>KDD I 殿、ソフトバンク殿の意見に賛同いたします。</p> <p>ご指摘通り IPv4 と IPv6 の設備の合理性については未だ整理されておらず、そのような中で接続事業者のみに IPv6 用集約装置及び IPv6 用網終端装置の費用負担を強いるべきではなく、設備の共用等、既存の設備を活用することで、接続事業者のコスト負担を軽減する必要があると考えます。</p>
ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社	<p>5. 料金表（第 2 網改造料）について</p> <p>トンネル方式は、既に IPv4 で NTT-NGN と相互接続している事業者であっても、Ipv6 用集約装置へ接続料金が追加で必要となることから、接続事業者に多くの負担を強いる事となります。従って、NTT 東西殿は、既存の Ipv4 装置を活用し、Ipv6 の通信にも共用できるようにすることで、接続事業者、ひいてはエンドユーザの負担を軽減可能とすべきと考えます。</p>	
社団法人日本インターネットプロバイダー協会	<p>1. トンネル方式について</p> <p>～略～</p> <p>・IPv6 インターネット接続の基本的接続機能であるトンネル接続が、ネイティブ方式に比べて不便かつ費用がかかることにより、実質的に競争力が劣る、使えないものでは不適切であり、トンネル接続のエンドユーザーに対しても、ネイティブ接続のエンドユーザーに対するものと同条件で提供されなければならないと考えます。アダプタ機能はトンネル方式の提供において不可欠な機能であること、及び今回の IPv6 インターネット接続方式においてはホームゲートウェイを利用しているエンドユーザーしか対象にしていないことを考</p>	<p>日本インターネットプロバイダー協会殿の意見に賛同いたします。</p> <p>トンネル方式は基本的接続機能と位置づけられているにも関わらず、機能提供者の都合でアダプタの設置を必須とし、アダプタに関する費用をユーザー負担とするのは不適當であり、アダプタの設置が必要な場合は機能の提供者である NTT 東西殿で費用負担すべきと考えます。</p>

意見提出者	該当箇所	弊社意見
	<p>慮すると、具体的には、アダプタはホームゲートウェイとは別な装置ではなく、一機能としてネイティブ方式のエンドユーザーに提供されるホームゲートウェイ装置の中に含まれ、エンドユーザーの希望者に対してはホームゲートウェイのレンタル費用のみで配布されるべきと考えます</p>	
<p>社団法人日本インターネットプロバイダー協会</p>	<p>(補足) ネイティブ方式への懸念について (1) 日本のインターネットが3つに収斂されること ネイティブ方式においては、フレッツ上では日本の全てのISPがネイティブ接続事業者3社のいずれかからIPv6インターネット接続サービスの供給を受けることとなります。従いましてネイティブ接続にあっては、インターネットの接続ポリシー(帯域制御、フィルタリング、ルーティングなど)は3つに収斂されることとなります。インターネットが本来多数のネットワークサービス事業者により提供されるネットワークであることを考慮すると、3社というのはその本来の性質にそぐわないものとなります。トンネル方式が共存すれば良いのですが、長期的にトンネル方式が競争上劣位となり共存できない事態となった場合、日本のインターネット環境が寡占状態になる懸念があります。</p>	<p>・今回のIPv6インターネット接続に関する接続約款変更の認可申請にあたっては、上述したアダプタ費用をユーザー負担にすることや、ネイティブ方式が3社接続のみに限られる等、トンネル方式との間において提供条件に大きな差分があり競争条件の公平性が担保されていません。このような方式間の差分は公正競争確保において大きな問題であり、この差分が解消されない限りネイティブ方式の認可は時期尚早であると考えます。</p>
<p>KDDI株式会社</p>	<p>(2) ネイティブ接続事業者数の上限について ~略~ ・ネイティブ接続においては、接続事業者数が当面最大3社までとされていますが、これは合理的な理由がない限り、電気通信事業法第30条(禁止行為等)、第32条(電気通信回線設備との接続)等で禁止する差別的な取り扱いや接続拒否に該当するおそれがあると考えます。 ・しかしながら、NTT東・西からは、ネイティブ接続事業者が3社までである理由について、「中継ルータの処理能力に制約がある」「ひかり電話等のQoSサービスの品質劣化を回避するため」等といった定性的な説明がなされているにすぎません。ネイティブ接続事業者が4社以上の場合に必要と</p>	<p>また、NTT 東西殿の子会社及びその関連事業者に対するネイティブ接続事業者の選定制限やネイティブ接続事業者の選定に対する透明性・実効性の高い枠組みの設定についても、公正競争確保においては厳格な措置が求められるところであると考えます。</p> <p>特に、3社接続のみに制限されている中で、多くのユーザーを抱えるNTT 東西殿の子会社や関連会社が接続事業者枠を占めた場合はNTTグループによる市場独占化となる可能性が非常に高く、KDDI 殿等が指摘されているように</p>

意見提出者	該当箇所	弊社意見
	<p>なる具体的な費用や期間、サービス品質にかかる数値等を定量的に示した合理的な説明が行われる必要があると考えます。また、その説明が真に合理的なものであるか否か、審議会において十分な議論が尽くされる必要があると考えます。</p>	<p>NTT 法への抵触、NTT 再編成の趣旨を没却するものと考えますので、NTT 東西殿の子会社や関連会社による接続申請を認めない措置が必須あると考えます。</p>
<p>ソフトバンク B B 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社</p>	<p>3. 第 22 条 (接続申込みの承諾) について</p> <p>(1) ネイティブ方式による接続について、ネイティブ接続事業者が 3 社に制限されることの根拠として「中継ルータの処理能力に制限があり、ひかり電話等の QoS サービスにおける故障発生時の品質劣化を回避するために、接続事業者は、当面最大 3 社とすることが必要」と申請概要において示されていますが、この点に関して事業者側で理解できるような明確な技術的根拠が開示されていません。本来、NTT 東西殿は接続義務があることから、本申請のように接続を制限する場合、事業者が制限理由を理解できるよう、NTT 東西殿は具体的かつ明確な根拠を開示すべきと考えます。</p>	<p>・また、ネイティブ方式によって NGN 網を複数 (NGN 閉域専用 1 つとネイティブ接続用の複数) に分けるのであれば、さらに NGN そのものをマルチキャスト、QoS、ひかり電話などもあわせて分けることによって、相互に競争させるという枠組みを構築することも一案であると考えます。</p>
<p>社団法人日本インターネットプロバイダ協会 地域 ISP 部会</p>	<p>(2) ネイティブ方式の問題点 ～略～</p> <p>一つ目はこの方式は東京、大阪の 2 カ所でしか相互接続できません。よって地方の ISP が自社所在地の地域だけでサービス提供したくとも、東日本、西日本という広大なエリアで営業しなければならないコスト負担となり、実質地域単位で営業している ISP の排除となります。東京、大阪に比べ大きなトランジットコストを払いながら営業している地域 ISP には更なる打撃となります。これは地方におけるデジタルデバイドさらに拡大させることにつながります。これは地方でデータセンタ業を営むものにとっても致命的であり(データセンタの価値はユーザ宅までのホップ数が少なさで決まる) 東京、大阪、それもホップ数を考えると NTT 東西会社内のネットワークが最も価値があることになり、日本は NTT 東西会社の施設以外では全て価値が無くなっていくということになります。</p>	

意見提出者	該当箇所	弊社意見
KDD I 株式会社	<p>(1) NTTグループ会社がネイティブ接続事業者になることについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NTT東・西自身がISP事業を行うことはNTT法の趣旨に反するものであり、仮に活用業務の認可申請が行われたとしても、NTTの組織形態を見直し、アクセスとコアIP網を分離してNGNを構築し直さない限り公正な競争環境が担保されないため、絶対に認められるべきではありません。 ・NTT東・西の子会社がネイティブ接続事業者となることは、本来必要な活用業務認可手続きを経ず、脱法的にNTT東・西自身がISP事業を行うことと同義となります。従って、NTT東・西の子会社はネイティブ接続事業者となる資格を持たないものとして扱うべきであると考えます。 ・また、NTT東・西の子会社でなくとも、NTT東・西の特定関係事業者であるNTTコムや、NTT持株会社傘下の事業者がネイティブ接続事業者になることは、一体的な営業等を禁じたNTT再編成の趣旨に反し、NTTグループの市場支配力を強化するものであるため、決して認められるべきではありません。 	
ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社	<p>6. 附則（ネイティブ接続に係る接続申込みの承諾についての特則）について</p> <p>(1) ネイティブ方式において、ネイティブ接続事業者としてNTTグループ会社がサービス提供を行うことは、以下のとおり、公正競争上の問題が非常に大きく、認められるべきではないことから、接続約款変更案の認可条件として、NTTグループ会社がネイティブ接続事業者として接続を行うことが出来ない旨を明記すべきと考えます。</p> <p>～略～</p>	
KDD I 株式会社	<p>(3) ネイティブ接続事業者の選定手続・基準について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネイティブ接続事業者（候補）は、自身に申し込まれたISPのユーザー数の合計を用いて選定されることですが、以下のような問題が懸念されることから、公平性・公正性を担保するためには、これらを解消する選定手続・基準が確立される必要があると考えます。 	<p>KDD I 殿のご意見に賛同致します。</p> <p>ご指摘通り現状の選定手続きにおいては公平性・公正性が十分に担保されていないため、NTT東西殿以外の第三者による選定作業の検討も必要であると考えます。</p>

意見提出者	該当箇所	弊社意見
	<p>① I S Pが複数のネイティブ接続事業者（候補）に申し込んだ場合、ユーザー数が重複してカウントされる。</p> <p>② 5万人以下のユーザー数を持つI S Pの場合、電気通信事業報告規則の報告対象外であるため、専らI S Pの自己申告に頼ることとなり正確なユーザー数を把握できない。</p> <p>③ ネイティブ接続事業者（候補）がI S Pから受付けた申込みの拘束力等が統一されていないため、ネイティブ接続事業者（候補）間でI S Pの集め易さに不公平が生じる。</p> <p>④ N T Tグループの事業者がネイティブ接続事業者（候補）として手を挙げた場合、I S Pに対する優越的地位を考慮すると、N T Tグループと資本関係にない他のネイティブ接続事業者（候補）との公平性が担保されない。</p>	
<p>社団法人日本インターネットプロバイダ協会</p>	<p>結論 ～略～</p> <p>更に、折り返し通信については、I S Pの制御が効かないために現在I S Pに課されている様々な義務に従って運用を続けることが困難であるため、認めるべきではありません。なお、同様の機能はネイティブ方式においてもI S P側で提供可能であるため、折り返し方式が認可されなかった場合にエンドユーザーに不利益があるとは考えられません。</p>	<p>日本インターネットプロバイダ協会殿の意見に賛同いたします。</p> <p>折り返し通信を実現した場合には、警察など捜査機関からの不正利用に関する照会等が届いた際に、ISP 事業者やネイティブ接続事業者側では対応ができない上に、NTT 東西殿においてさえ NGN 内通信とインターネット接続通信を区別出来ないために対応が全く出来ない問題が発生し、折り返し通信の提供は認められるべきではないと考えます。</p>

以上